

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 7年11月分・令和 7年12月分）

採取場所：水質監視槽出口

		検査項目、分析項目	単位	検査結果		排水基準※1
				11月分	12月分	
採取年月日		(令和.年.月)		07.11.04	07.12.04	
検査結果確定日		(令和.年.月)		07.12.02	07.12.26	
水質検査結果	有害物質	1 カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下
		2 シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		3 有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		4 鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		5 六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		6 砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		7 総水銀 ※2	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
		8 アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
		9 PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
		10 トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		11 テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		12 ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
	有害物質関係	13 四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		14 1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下
		15 1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	1以下
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下
		17 1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下
		18 1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
		19 1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		20 チウラム	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
		21 シマジン	(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下
		22 チオベンカルブ	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		23 ベンゼン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		24 セレン及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		25 ほう素及びその化合物	(mg/L)	3.9	3.6	230以下
		26 ふっ素及びその化合物	(mg/L)	2.5	2.6	15以下
		27 アンモニア等化合物 ※3	(mg/L)	3.4	3.8	100以下
		28 1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
— ダイオキシン類 ※4	(pg-TEQ/L)	0.00018		10以下 ※5		
有害物質以外	1 水素イオン濃度指数	(-)	7.4	7.1	5.0~9.0	
	2 生物化学的酸素要求量	(mg/L)	< 1	< 1	10以下 ※6	
	3 化学的酸素要求量	(mg/L)	4.8	4.5	10以下	
	4 浮遊物質	(mg/L)	< 2	< 2	20以下	
	5 鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下	
	6 動植物油脂類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下	
	7 フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下	
	8 銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	9 亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	10 溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	11 溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	12 クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下	
	13 大腸菌数	(CFU/mL)	< 80	< 80	800以下	
	14 窒素含有量	(mg/L)	4.0	4.9	60以下	
	15 燐含有量	(mg/L)	0.02	0.03	8以下	

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和 7年 7月 8日」、検査結果確定日「令和 7年 8月 1日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。